

12月の安全運転のポイント 平成19年12月号

道路には乗用車やトラック、バス、二輪車、自転車などさまざまな車両が通行しています。こうした混合交通のなかで、安全な運転を確保するためには、それぞれの車両の運転特性や行動特性を理解しておくことが重要なポイントとなります。なかでも車体の大きい大型トラックやトレーラなどの大型車には特有の特性があり、事故を防止するためには、大型車の運転者だけでなく、乗用車や二輪車などの運転者もその特性をしっかりと理解しておく必要があります。そこで今回は、大型トラックやトレーラなどの大型車の特性についてまとめてみました。

大型車は内輪差が大きい

車体の長い大型車はホイールベース（前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの長さ）が長いので、乗用車に比べて内輪差が大きいという特徴があります。そのため左折時に二輪車や自転車を巻き込んだり接触するという事故が起こることがあります（図1）。また、トレーラが左折する場合は、図2のようにミラーの死角が大きくなって左側方がほとんど見えない状態になりますから、特に二輪車や自転車を利用する人は、左折しようとしている大型車の側方には接近し過ぎないように注意する必要があります。

図1

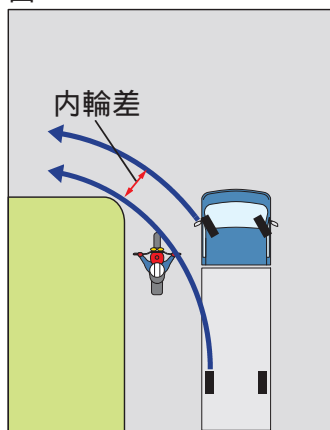
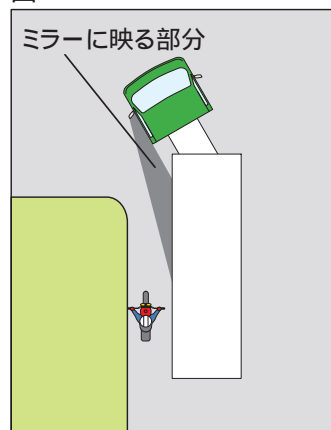


図2



大型車は左折時には右にふくらむことがある

内輪差が大きい大型車は、狭い道路への左折時などに右側にふくらむことがあります。このようなとき、「大型車は右折するもの」と勘違いして、左側をすり抜けて先へ行こうとすると、左折してきた大型車と衝突することがあります（図3）。大型車が左の合図を出してから右にふくらんだ場合には、「大型車は左折する」と考えて、左折が終わるのを待つ必要があります。

図3

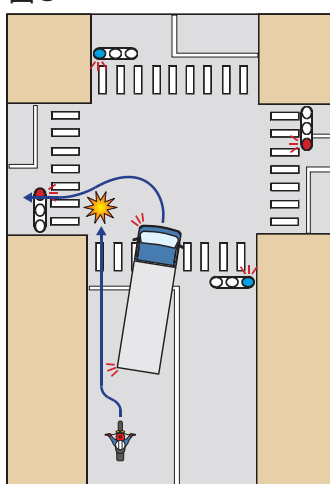
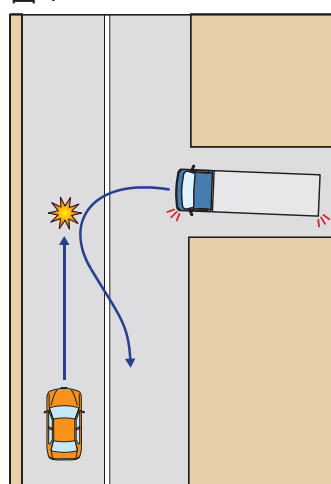


図4

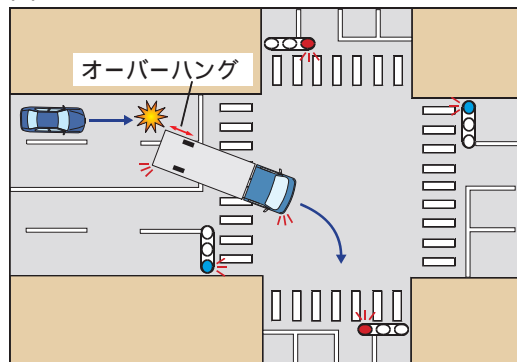


また、大型車が片側1車線の道路へ左折しようとする場合には、対向車線にはみ出すことがありますから、その点にも十分な注意が必要です（図4）。

大型車はオーバーハングが大きい

オーバーハングとは、車が曲がっていくときに、タイヤの軌跡の外側を車体の前後部が通ることをいいます。大型車はオーバーハング（後輪から車体後部までの間）が乗用車に比べて大きくなります。そのため右折時などに車体の後部が振れて、側方の車に接触することがありますから（図5）、右折しようとしている大型車の側方を進行するときは、十分な側方間隔をとるようにします。

図5





大型車の右折は時間がかかる

車体の長い大型車は右折を完了するまでの時間が長くなります。そのため交差点を直進する際に、大型車の右折を乗用車の右折と同じ感覚で判断して進行すると、大型車の後部へ衝突するおそれがあります（図6）。

また、道路交通法施行令第22条において、四輪自動車の場合、積載物が車体の前後にはみ出してもよいのは、車体の長さの10分の1までと定められていますが、荷物を分割することができず積載制限を越えてしまう場合には、出発地の警察署長の許可を得て、荷物の見やすいところに昼間は0.3m四方以上の赤色の布、夜間は赤色の灯火または赤色の反射器をつけるなどの一定の条件を満たせば、それ以上にはみだして積載することができます。したがって、鋼材などを積載している大型車のなかには、積載物が車体の後部にかなりはみ出しているケースもありますから、その点にも注意しましょう。

図6

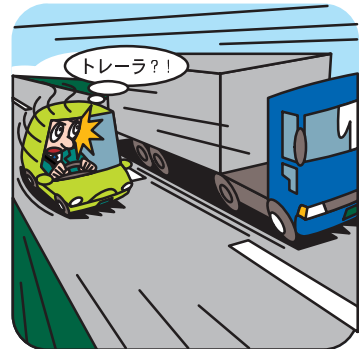
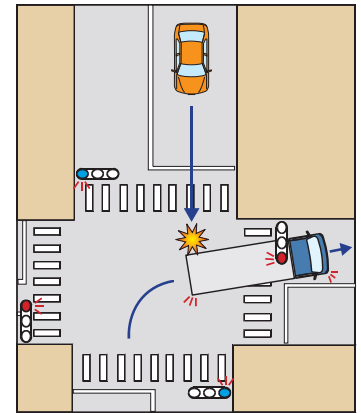


図7



大型車の追越しにも時間がかかる

大型車の追越しにも時間がかかります。特にトレーラの場合は車長が15メートルを超えるケースも少なくありませんから、大型トラックの追越しよりもさらに時間がかかりますが、後方から見たときに前車がトラックかトレーラかの見分けがつかないことがあります。そのためトレーラをトラックだと勘違いして追越しをすると、なかなか追い越せずに非常に危険な状態になりかねません。

したがって、車体の後面のトレーラを示す標示(図7)の有無をしっかりと確認して車種を見極めるとともに、カーブなど前方の見通しの悪い場所で対向車の有無が確認できないような場合や、直線路でも対向車が見えるときには大型車の追越しはしないようにします。

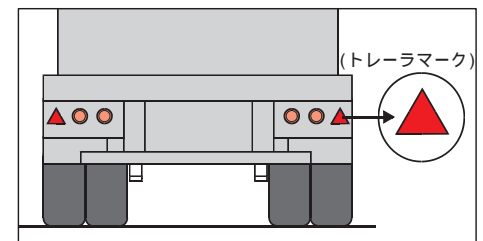
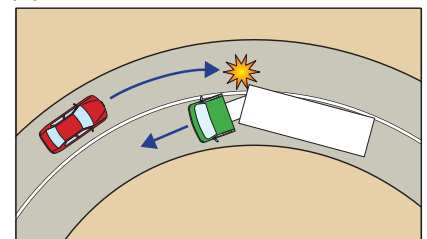


図8



カーブではトレーラの車体の一部が対向車線へはみ出すことがある

大型車は車幅も広いので、片側1車線のカーブがきつい場所などでは車体の一部が対向車線へはみ出すことがあります。特にトレーラの場合は、図8のように車体の一部が対向車線へはみ出すおそれがありますから、できるだけセンターラインから離れた位置を走行するようにします。

飲酒運転は絶対にしない

12月は忘年会のシーズンでもあり、お酒を飲む機会が増えるときですが、飲酒運転は社会的犯罪であり、いかなる理由があろうと決して許されるものではありません。お酒を飲んだら絶対に車を運転しないということを改めて誓ってください。

また、次のことも必ず守ってください。

- ・ 飲酒運転の車には同乗しない。
- ・ 飲酒運転を行うおそれがある人にお酒をすすめたり車両を提供しない。
- ・ 飲酒運転をしようとしている人がいたら制止する。



「ご相談・お申込先」

《皆様の安心と安全のブレイントラスト（専門顧問グループ）》

株式会社ヤシロエージェンシーリミテッド 担当：八城一浩

〒107-0052 東京都港区赤坂3-1-2 TEL:03-3582-4511